

- 名岐道路は、国道 22 号と並行し、愛知県一宮市から岐阜県岐阜市を結ぶ高規格道路です。
- 本事業においては、一宮市街地にあたる名古屋高速 16 号一宮線一宮東出口から東海北陸自動車道一宮木曾川 IC までの延長約 7.5km を対象として整備を行います。
- この「環境影響評価準備書のあらまし」は、環境影響評価における調査・予測・環境保全措置の検討・評価の結果を示し、環境の保全に関する考え方をとりまとめた「環境影響評価準備書」の概要を示したものです。

名岐道路の整備効果

物流・産業

広域幹線道路ネットワークの充実による
都市間の物流アクセス性向上・産業活性化支援

名古屋と岐阜地域間を結ぶ高速道路の移動距離が短くなるとともに時間信頼性が向上し、多様な産業の連携・創出などに寄与します。

渋滞

国道22号の地域交通と通過交通を分化することによる
国道22号等の交通の円滑化

朝夕を中心とした国道22号や交差道路等の渋滞が緩和し走行速度が向上するなど、一宮市街地部の交通環境の改善に寄与します。

事故

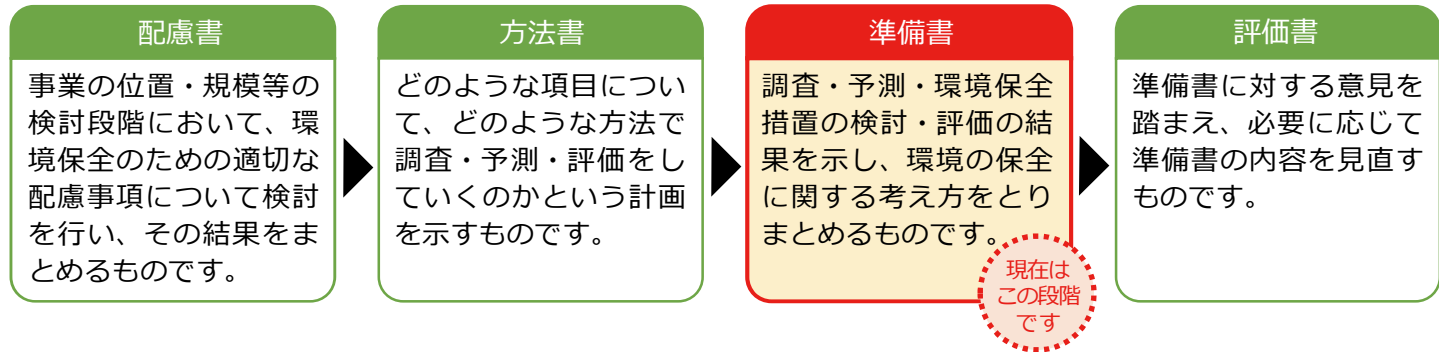
国道22号等の交通安全の確保

国道22号や交差道路の交通事故件数が減少し、交通安全に寄与します。

環境影響評価（環境アセスメント）とは

- 規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある開発事業の内容を決めるに当たって、環境にどのような影響を及ぼすかについて、調査・予測・環境保全措置の検討・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画（都市計画）を作り上げていこうという制度です。

環境影響評価に関する図書



全体概要図



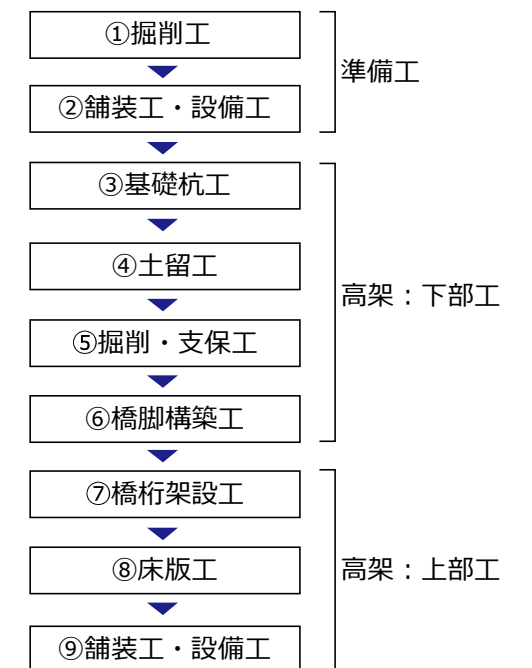
計画概要

都市計画対象道路事業の名称	尾張都市計画道路 1・3・2号 名岐道路	
都市計画決定権者の名称	愛知県	
都市計画対象道路事業の内容	種類	指定都市高速道路または一般国道の改築
	規模	延長：約 7.5 km
	車線の数	4 車線
	設計速度	80km/h
道路区分	第 2 種第 1 級 (自動車専用道路)	

工事計画の概要

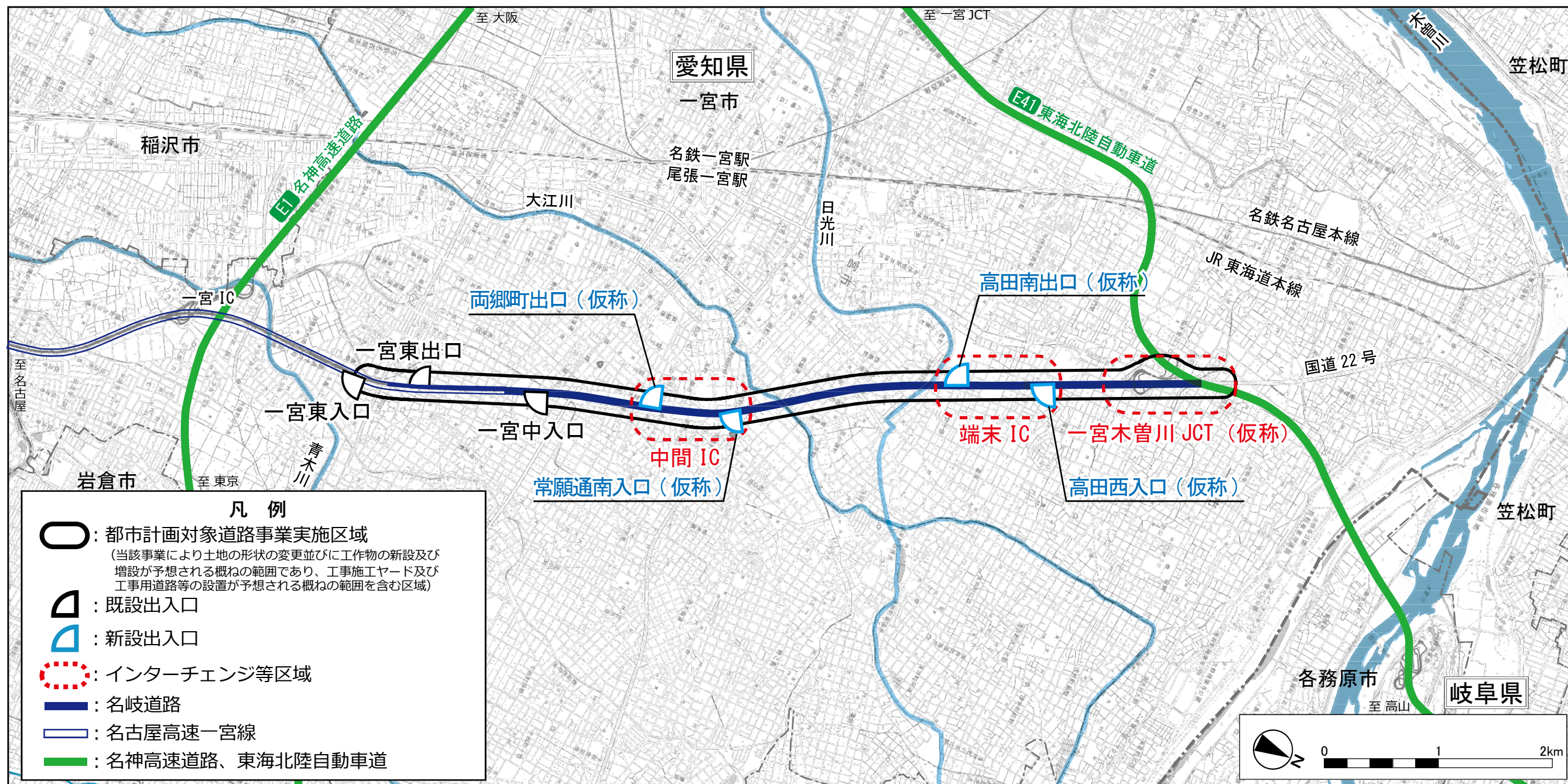
工事は、準備工として国道 22 号改良工事（副道の廃止、盤下げ等）を行った上で、橋台・橋脚の基礎としての杭を施工し、土留め、掘削を行った後、橋台・橋脚の躯体を構築します。

躯体完成後、橋桁を架設し、床版を施工した後に舗装工・設備工を施工して完成となります。



インターチェンジ等

区間	連絡予定道路
中間インターチェンジ 【両郷町出口（仮称）・常願通南入口（仮称）】	国道 22 号
端末インターチェンジ 【高田南出口（仮称）・高田西入口（仮称）】	国道 22 号
一宮木曾川ジャンクション（仮称）	東海北陸自動車道

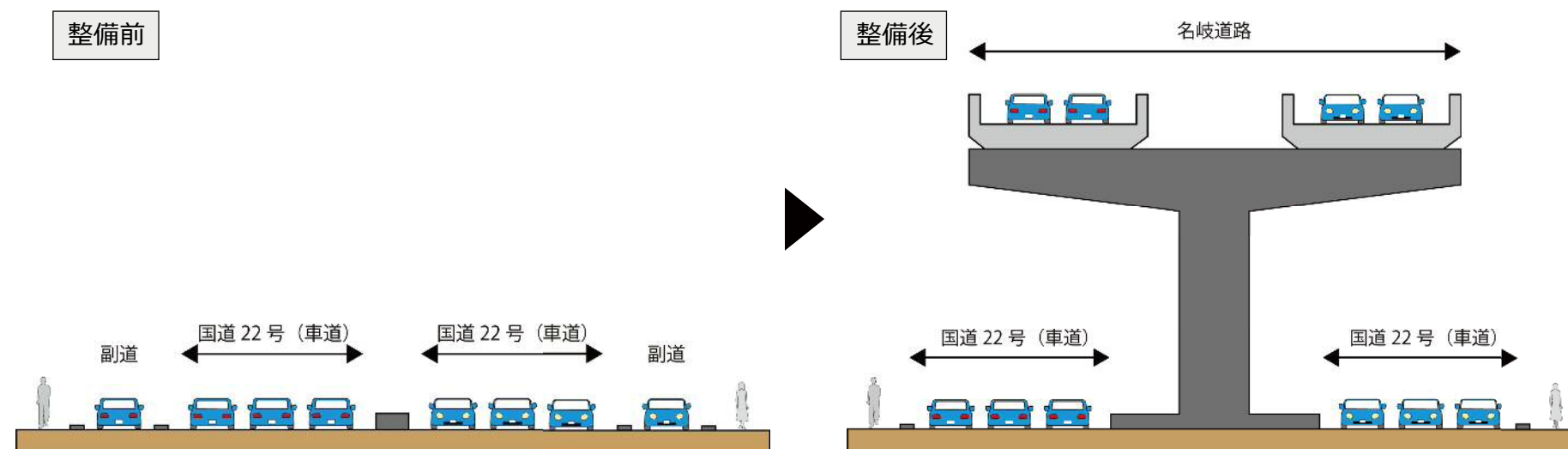


■ 構造の概要

●道路構造は、高上式（高架構造）を計画しています。

■ 計画交通量（令和22年）

区間	計画交通量 (台/日)
一宮東入口～一宮東出口	58,800
一宮東出口～一宮中入口	55,800
一宮中入口～両郷町出口(仮称)	52,600
両郷町出口(仮称)～常願通南入口(仮称)	47,300
常願通南入口(仮称)～高田南出口(仮称)	42,700
高田南出口(仮称)～高田西入口(仮称)	35,700
高田西入口(仮称)～一宮木曾川JCT(仮称)	28,400



- 対象道路は、主に現道上における高架構造を採用し、地形の改変をできる限り避けた計画とします。
- 工事施工ヤードは、できる限り既存道路（国道 22 号）を利用する計画とします。
- 工事用道路は、既存道路を利用するため、新たな工事用道路は設置しない計画とします。
- 工事は、原則として昼間に行い、工種（橋梁の架設等）によっては夜間作業が発生する場合がございますが、可能な限り少なくする計画とします。
- 工事に用いる建設機械は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（ただし、法の適用除外の機種については「排出ガス対策型建設機械指定制度」の二次基準以降）に適合した建設機械、低騒音・低振動型建設機械を基本とし、環境負荷が小さいものを使用する計画とします。
- 工事用車両の運行にあたっては、工事用車両の分散、アイドリングストップの励行などエコドライブを作業者に徹底させることにより、環境負荷の低減を図ります。
- 工事施工ヤードにおける散水や必要に応じた仮囲い等の設置、工事用車両のタイヤ洗浄を行うことにより、粉じん等の飛散を防止する計画とします。
- 土地の改変区域については、工区を細分化することで全面裸地化を回避し、水の濁りの発生を抑えることにより、工事による濁水の流出を防止する計画とします。
- 工事排水の処理方法等については、事業実施段階において、周辺の公共用水域・井戸等における水質基準が維持されるように、水路の状況等を調査・検討の上、関係機関と調整・協議し、関係法令等に基づき適切に対応します。
- 工事従事者への講習・指導として、工事区域外への立ち入りを制限することにより、人為的な攪乱による動植物への影響の低減に努めます。
- 走光性のある重要な種の生息環境となる水田等の近傍に設置する道路照明について、ルーバー付照明器具の採用、照明光の波長や設置高さ等の配慮を行うことにより、照明光への誘引を抑え、走光性のある動物への影響の低減に努めます。
- 国道 22 号改良工事（盤下げ）に伴い一部の横断ボックスを廃止する計画としていますが、国道 22 号と交差する大江川沿いのウォーキングコース（市北東部：大江川河畔（浅井山公園～中保健センター））については、関係機関と協議の上、利用者に対する付近の横断歩道への誘導等を適切に行うことにより、利用の支障が生じないように努めます。
- 事業実施段階における詳細な工事計画の検討にあたっては、本事業と類似する先行事例等を参考に環境の保全について適正な配慮を行います。

- 環境影響評価の項目については、事業特性及び地域特性、知事等の意見を踏まえて以下のとおり選定しました。

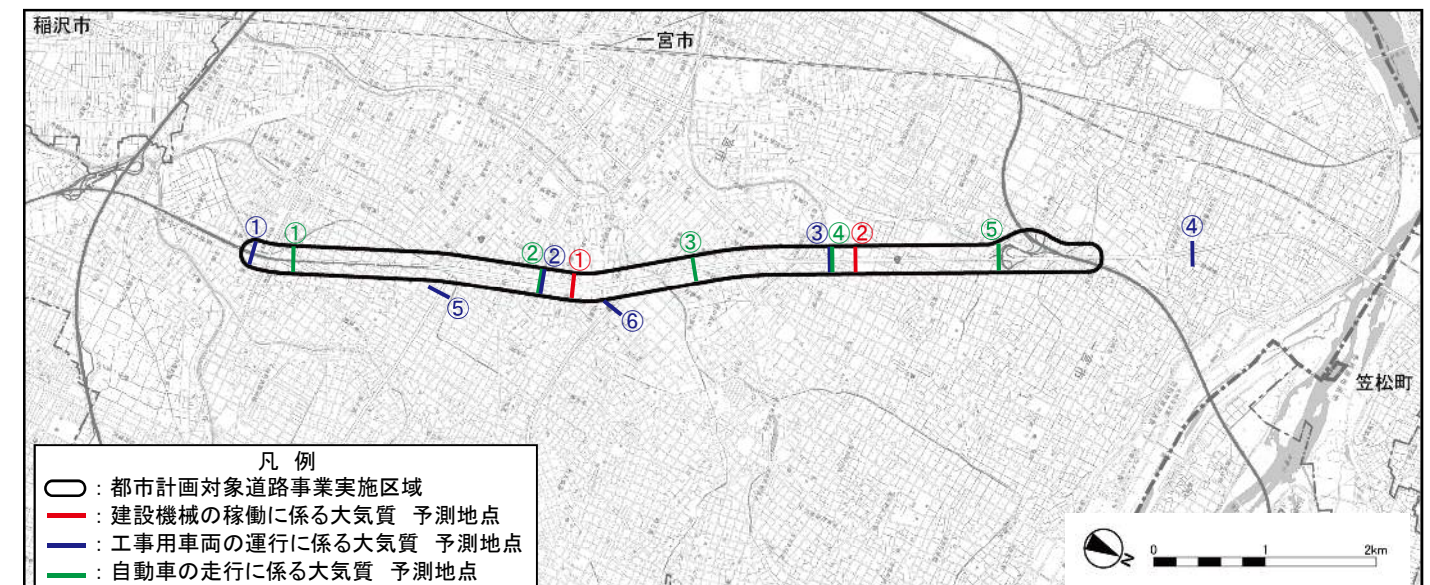
環境要素の区分	環境要因の区分					工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	式)の存在	道路(地表式又は掘割)の存在	道路(高上式)の存在	自動車の走行		
環境の自然的構成要因の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	二酸化窒素、浮遊粒子状物質		○	○					○	
		粉じん等		○	○						
	騒音		○	○						○	
	振動		○	○						○	
	低周波音									○	
	水質(水の濁り)					○					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	日照障害							○			
	動物(重要な種及び注目すべき生息地)							○			
	植物(重要な種及び群落)							○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	生態系(地域を特徴づける生態系)					○		○			
	景観(主要な眺望点及び景観資源並びに主要な景観)							○			
	人と自然との触れ合いの活動の場(主要な人と自然との触れ合いの活動の場)							○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況			○				○			
	廃棄物等(建設工事に伴う副産物)				○						
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	温室効果ガス等		○								

※1 ○: 選定した項目
 ※2 この表は、国土交通省令、県条例などに基づき作成しています。

環境影響評価の結果の概要

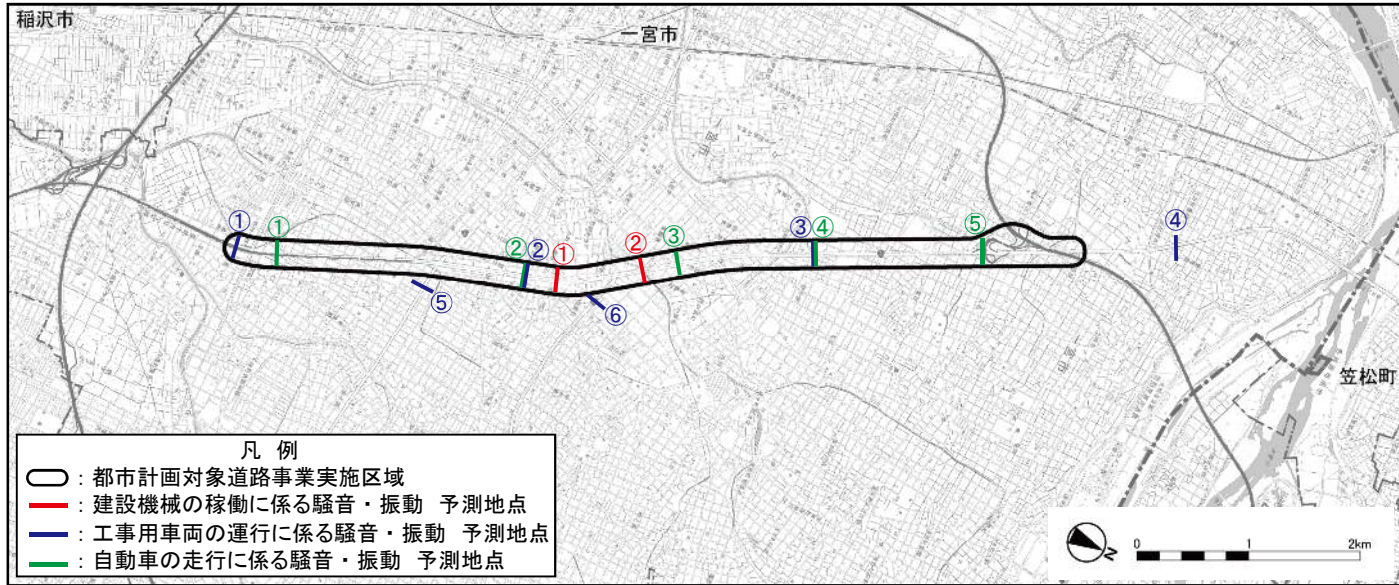
調査・予測地点 位置図

大気質

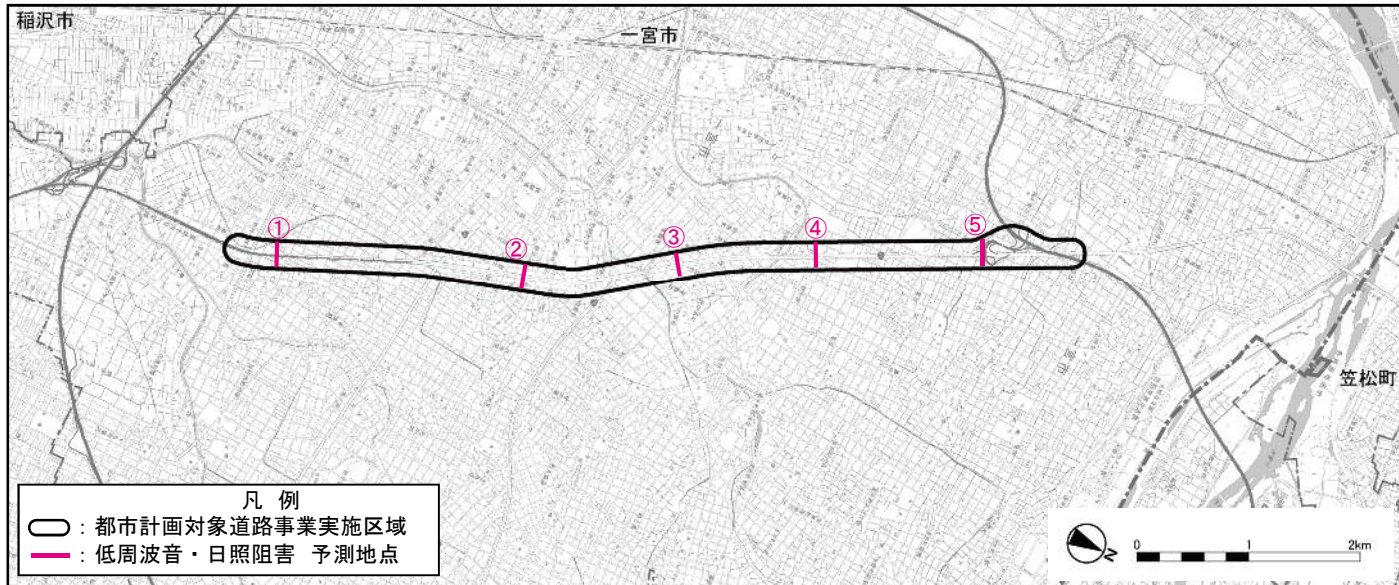


調査・予測地点 位置図

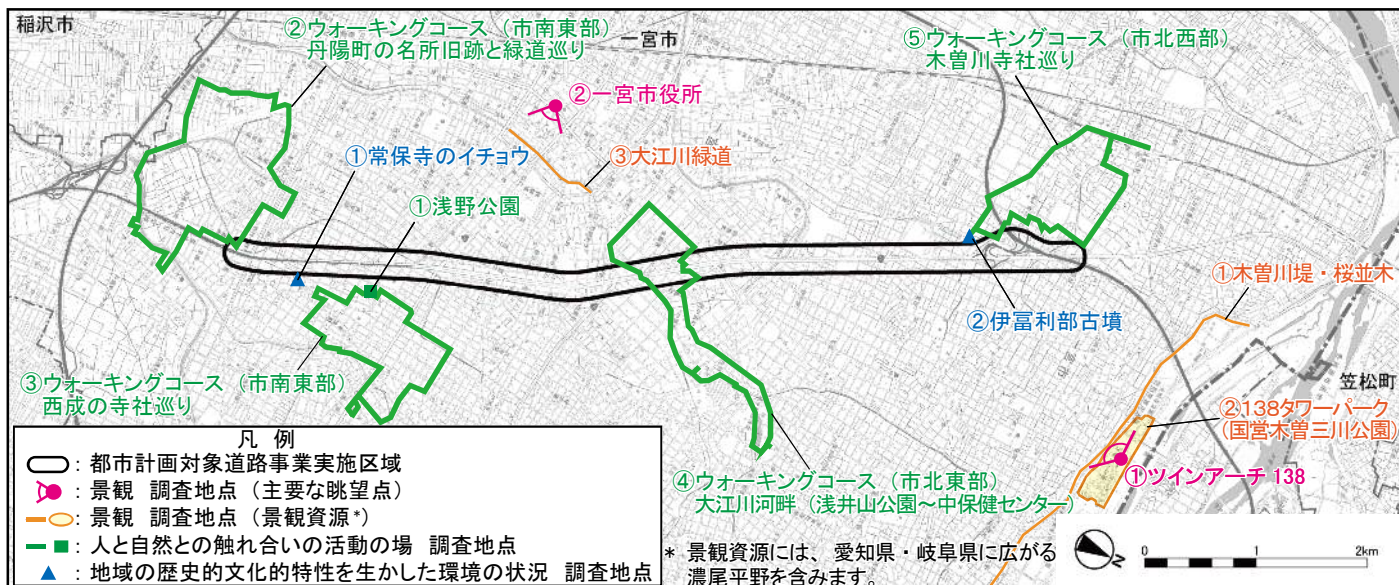
騒音・振動



低周波音・日照障害



景観・人と自然との触れ合いの活動の場・地域の歴史的文化的特徴を生かした環境の状況



※ 上記以外の調査・予測地点は、「尾張都市計画道路 1・3・2 号岐道路 環境影響評価準備書（令和 5 年 10 月、愛知県）」をご覧ください。

環境影響評価の結果の概要

選定した環境影響評価の項目について、環境保全への配慮事項（5 ページ参照）の実施を踏まえ、予測を行いました。

その結果、環境影響が考えられる項目については環境保全措置を検討しました。

1. 大気質

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び粉じん等（降下ばいじん量）は、基準又は目標、参考となる値以下になると予測されます。

建設機械の稼働

番号	予測地点	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)		粉じん等 (t/km ² /月)	
		日平均値の年間98%値	基準又は目標	日平均値の年間2%除外値	基準又は目標	季節別降下ばいじん量	参考となる値
1	一宮市 赤見 4 丁目	西側 0.0334	0.04 ~ 0.06 のゾーン内又はそれ以下	0.0444	0.10 以下	3.6 ~ 5.4	10 以下
	東側 0.0372	0.0450		5.7 ~ 7.2			
2	一宮市 富塚西長茂	西側 0.0284	0.04 ~ 0.06 のゾーン内又はそれ以下	0.0437	0.10 以下	2.9 ~ 4.4	10 以下
	東側 0.0310	0.0440		3.8 ~ 4.4			

※1 予測は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び粉じん等の影響が最も大きい工種を対象としています。
 ※2 予測地点は、住居等の保全対象や工事計画により選定した断面における工事敷地境界（道路敷地境界）の地上 1.5m としました。

工事用車両の運行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び粉じん等（降下ばいじん量）は、基準又は目標、参考となる値以下になると予測されます。

工事用車両の運行

番号	予測地点	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)		粉じん等 (t/km ² /月)			
		日平均値の年間98%値	基準又は目標	日平均値の年間2%除外値	基準又は目標	季節別降下ばいじん量	参考となる値		
1	一宮市島崎 1 丁目・一宮市平島 1 丁目	西側 0.026	0.04 ~ 0.06 のゾーン内又はそれ以下	0.043	0.10 以下	0.4	10 以下		
	東側 0.027	0.043		0.6 ~ 0.8					
2	一宮市朝日 2 丁目・一宮市赤見 3 丁目	西側 0.026		0.043		0.043		0.10 以下	0.4 ~ 0.6
	東側 0.027	0.043				0.6 ~ 0.7			
3	一宮市佐千原梅坪	西側 0.026		0.043		0.043		0.10 以下	0.5 ~ 0.8
	東側 0.027	0.043				0.6 ~ 0.7			
4	一宮市更屋敷五反畑	西側 0.025		0.043		0.043		0.10 以下	0.5 ~ 0.7
	東側 0.026	0.043				0.5 ~ 0.6			
5	一宮市浅野花ノ木	西側 0.025		0.043		0.043		0.10 以下	0.6 ~ 1.1
	東側 0.025	0.043				0.3 ~ 0.6			
6	一宮市両郷町 3 丁目・一宮市常願通 9 丁目	西側 0.024		0.043		0.043		0.10 以下	0.5 ~ 0.9
	東側 0.024	0.043				0.3 ~ 0.5			

※1 予測は、工事用車両の平均日交通量が最大になると予想される時期を対象としています。
 ※2 予測地点は、住居等の保全対象や工事計画により選定した断面における道路敷地境界の地上 1.5m としました。

【基準又は目標・参考となる値】（大気質）

基準又は目標	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
	浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であること。
参考となる値	粉じん等	スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした目安 20t/km ² /月※から、降下ばいじん量の比較的高い地域の値である 10t/km ² /月を差し引いて設定された値。 ※「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について」（平成 2 年 7 月、環大自第 84 号）	

1. 大気質

自動車の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、基準又は目標の値以下になると予測されます。

番号	予測地点	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	
		日平均値の年間98%値	基準又は目標	日平均値の年間2%除外値	基準又は目標
1	一宮市浅野長池	西側	0.026	0.04~0.06のゾーン内又はそれ以下	0.0433
		東側	0.026		0.0433
2	一宮市朝日2丁目・一宮市赤見3丁目	西側	0.025		0.0432
		東側	0.025		0.0433
3	一宮市高畑町2丁目・一宮市東島町2丁目	西側	0.025		0.0432
		東側	0.025		0.0433
4	一宮市佐千原梅坪	西側	0.025		0.0433
		東側	0.026		0.0433
5	一宮市大毛八幡	南西側	0.024		0.0432

※ 予測地点は、住居等の保全対象や道路構造、交通条件により選定した断面における道路敷地境界の地上1.5mとしました。

用語

< 大気質 >

二酸化窒素 : 大気中の窒素酸化物の主要成分です。物の燃焼で発生した一酸化窒素が空気中で酸化して生成するほか、物の燃焼により直接発生するものもあります。

浮遊粒子状物質 : 大気環境中に浮遊する微細な粒子状の物質のことです。大気中の粉じんには粒径、成分の様々なものがあり、一般的には粒径が10µm (=0.01mm) 以下の小さなものを「浮遊粒子状物質 (SPM)」といいます。

粉じん : 大気環境中に浮遊する微細な粒子状の物質のことです。一般的には粒径が10µm程度以上の大きさのものを「降下ばいじん」といいます。

ppm (parts per million) : 物質の割合を表す単位。1ppmとは1m³の空気中に1cm³の物質が存在する場合の濃度を示します。

日平均値の年間98%値 : 1年間を通じて得られた日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を示します。

日平均値の年間2%除外値 : 1年間を通じて得られた日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を示します。

2. 騒音

建設機械の稼働

建設機械の稼働に伴う騒音は、環境保全措置として防音パネルなどを設置することにより、基準又は目標の値以下になると予測されます。

【環境保全措置】

番号1: 上部工の鋼橋架設において、足場に高さ3.0mの防音シート(2枚)又は防音パネル(1枚)を設置
番号2: 準備工において、工事敷地境界付近に地表面から高さ3.0mの防音シート(2枚)又は防音パネル(1枚)を設置

番号	予測地点	騒音レベル (L _{A5} 又は L _{A,Fmax,5})	基準又は目標
1	一宮市赤見4丁目	西側	79~92[82]
		東側	79~92[82]
2	一宮市常願通6丁目・一宮市常願通7丁目	西側	97[83]
		東側	99[85]

※1 [] 内の数値は、環境保全措置を講じた値です。
※2 予測は、騒音の影響が最も大きい工種を対象としています。
※3 予測地点は、住居等の保全対象や工事計画により選定した断面における工事敷地境界(道路敷地境界)の地上1.2mとしました。

工事用車両の運行

工事用車両の運行に伴う騒音は、基準又は目標の値以下、もしくは現況値に対して増加しないと予測されます。

番号	予測地点	現況値	等価騒音レベル (L _{Aeq})	基準又は目標	番号	予測地点	現況値	等価騒音レベル (L _{Aeq})	基準又は目標
1	一宮市島崎1丁目・一宮市平島1丁目	72	72	70	4	一宮市更屋敷五反畑	60	60	
			72					60	
2	一宮市朝日2丁目・一宮市赤見3丁目	69	69		5	一宮市浅野花ノ木	70	70	
			69					70	
3	一宮市佐千原梅坪	64	64		6	一宮市両郷町3丁目・一宮市常願通9丁目	70	70	
			64					70	

※1 予測は、工事用車両平均日交通量が最大になると予想される時期を対象としています。
※2 予測地点は、住居等の保全対象や工事計画により選定した断面における道路敷地境界の地上1.2mとしました。

【基準又は目標】(騒音)

[建設機械の稼働]

騒音レベル (L _{A5} 又は L _{A,Fmax,5})	「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85dBを超える大きさのものでないこと
---------------------------------------------------	---------------------------------------------------	------------------------------------------

[工事用車両の運行]

等価騒音レベル (L _{Aeq})	「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)	幹線交通を担う道路に近接する空間 昼間 70dB以下
-----------------------------	---------------------------------	-------------------------------

※「昼間」は6時~22時を示します。

[自動車の走行]

等価騒音レベル (L _{Aeq})	「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)	幹線交通を担う道路に近接する空間 昼間 70dB以下 夜間 65dB以下 B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域 昼間 65dB以下 夜間 60dB以下
-----------------------------	---------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※1 「昼間」は6時~22時、「夜間」は22時~6時を示します。
※2 「B地域」及び「C地域」は、騒音に係る環境基準の地域の類型を示します。

2. 騒音

自動車の走行に伴う騒音は、環境保全措置として遮音壁の設置等を実施することにより、基準又は目標の値以下になると予測されます。 [単位：dB]

番号	予測地点	予測高さ (m)	道路境界からの距離 (m)	等価騒音レベル (L _{Aeq})										
				昼間				夜間						
				名岐道路	名岐道路以外の道路	予測結果	基準又は目標	名岐道路	名岐道路以外の道路	予測結果	基準又は目標			
1	一宮市浅野長池	西側	近接空間	4.2	0	60[60]	71[67]	71[68]	70	56[56]	65[62]	66[63]	65	
			背後地	1.2	0	59[59]	71[64]	72[65]	70	56[56]	66[58]	66[60]		
		東側	近接空間	4.2	0	60[60]	71[67]	71[68]	70	56[56]	65[61]	66[62]	65	
			背後地	1.2	0	59[59]	71[64]	72[65]	70	55[55]	66[58]	66[60]		
			背後地	4.2	20	58[58]	66[60]	67[62]	65	54[54]	61[55]	62[57]		60
				1.2	20	58[58]	66[59]	67[62]	65	54[54]	61[54]	61[57]		
2	一宮市朝日2丁目・一宮市赤見3丁目	西側	近接空間	4.2	0	61[60]	73[68]	73[69]	70	57[57]	67[63]	68[64]	65	
			背後地	1.2	0	60[60]	74[66]	74[67]	70	56[56]	68[60]	68[61]		
		東側	近接空間	4.2	0	60[60]	73[68]	73[69]	70	57[57]	67[62]	68[63]	65	
			背後地	1.2	0	60[59]	74[66]	74[67]	70	56[56]	68[60]	68[61]		
			背後地	4.2	20	59[59]	69[61]	69[63]	65	56[55]	63[55]	63[58]		60
				1.2	20	59[58]	68[60]	69[62]	65	55[55]	62[54]	63[57]		
3	一宮市高畑町2丁目・一宮市東島町2丁目	西側	近接空間	4.2	0	58[58]	74[69]	74[69]	70	55[55]	68[63]	68[64]	65	
			背後地	1.2	0	58[58]	74[66]	74[67]	70	54[54]	68[61]	68[62]		
		東側	近接空間	4.2	0	58[58]	74[69]	74[69]	70	55[55]	68[63]	68[64]	65	
			背後地	1.2	0	58[58]	74[66]	74[67]	70	54[54]	68[60]	68[61]		
			背後地	10.2	27	58[58]	69[64]	69[65]	65	55[55]	63[58]	63[59]		60
				4.2	20	57[57]	70[63]	70[64]	65	54[54]	64[57]	64[58]		
4	一宮市佐千原梅坪	西側	近接空間	4.2	0	62[62]	73[68]	74[69]	70	59[58]	68[63]	68[64]	65	
			背後地	1.2	0	62[62]	74[65]	74[67]	70	58[58]	68[60]	69[62]		
		東側	近接空間	4.2	0	59[59]	73[68]	73[69]	70	55[54]	67[63]	67[63]	65	
			背後地	1.2	0	58[57]	74[65]	74[66]	70	54[54]	68[60]	68[61]		
			背後地	4.2	20	59[59]	68[60]	69[62]	65	56[56]	63[55]	64[59]		60
				1.2	20	59[59]	68[60]	69[62]	65	55[55]	62[54]	63[58]		
5	一宮市大毛八幡	南西側	近接空間	4.2	0	66	63	67	70	62	57	63	65	
			背後地	1.2	0	65	61	66	70	61	55	62		
		背後地	4.2	20	54	61	62	65	50	56	57	60		
1.2	20	54	60	61	65	50	55	56						

※1 []内の数値は、環境保全措置を講じた値です。
 ※2 予測地点は、住居等の保全対象や道路構造、交通条件により設定しました。
 ※3 表中の名岐道路及び名岐道路以外の道路の騒音レベルは、それぞれの道路の寄与分を示します。予測結果は、両寄与分を合成した値です。

【環境保全措置】

国道22号の歩車道境界に地上から高さ1mの遮音壁を設置(番号1~4)
 中間ICランプ部(番号2)又は国道22号の中央分離帯部(番号3,4)に地上から高さ3mの遮音壁を設置
 国道22号に排水性舗装を敷設(番号1~4)

3. 振動

建設機械の稼働

建設機械の稼働に伴う振動は、基準又は目標の値以下になると予測されます。 [単位：dB]

番号	予測地点	振動レベル (L ₁₀)	基準又は目標
1	一宮市赤見4丁目	西側	53
		東側	53
2	一宮市常願通6丁目・一宮市常願通7丁目	西側	66
		東側	68

※1 予測は、振動の影響が最も大きい工種を対象としています。
 ※2 予測地点は、住居等の保全対象や工事計画により選定した断面における工事敷地境界(道路敷地境界)としました。

工事用車両の運行

工事用車両の運行に伴う振動は、基準又は目標の値以下になると予測されます。 [単位：dB]

番号	予測地点	区域の区分	振動レベル (L ₁₀)	基準又は目標	番号	予測地点	区域の区分	振動レベル (L ₁₀)	基準又は目標
1	一宮市島崎1丁目・一宮市平島1丁目	西側	52	70	4	一宮市更屋敷五反畑	西側	45	70
		東側	52				東側	45	
2	一宮市朝日2丁目・一宮市赤見3丁目	西側	51	70	5	一宮市浅野花ノ木	西側	49	65
		東側	51				東側	49	
3	一宮市佐千原梅坪	西側	45	70	6	一宮市両郷町3丁目・一宮市常願通9丁目	西側	43	65
		東側	45				東側	43	

※1 予測は、工事用車両平均日交通量が最大になると予想される時期を対象としています。
 ※2 予測地点は、住居等の保全対象や工事計画により選定した断面における道路敷地境界としました。

自動車の走行

自動車の走行に伴う振動は、基準又は目標の値以下になると予測されます。 [単位：dB]

番号	予測地点	区域の区分	振動レベル (L ₁₀)			
			昼間		夜間	
			予測結果	基準又は目標	予測結果	基準又は目標
1	一宮市浅野長池	西側	51	70	51	65
		東側	51		51	
2	一宮市朝日2丁目・一宮市赤見3丁目	西側	51	70	50	65
		東側	51		50	
3	一宮市高畑町2丁目・一宮市東島町2丁目	西側	51	70	50	65
		東側	50		50	
4	一宮市佐千原梅坪	西側	52	70	52	65
		東側	52		52	
5	一宮市大毛八幡	南西側	52	70	51	65

※ 予測地点は、住居等の保全対象や道路構造、交通条件により選定した断面における道路敷地境界としました。

【基準又は目標】(振動)

[建設機械の稼働]

振動レベルの80%レンジの上端値 (L ₁₀)	「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)による特定建設作業の規則に関する基準	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75dBを超える大きさのものではないこと。
-------------------------------------	----------------------------------------------	--------------------------------------------

[工事用車両の運行]

振動レベルの80%レンジの上端値 (L ₁₀)	「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)第十二条に基づく道路交通振動の限度	第1種区域 昼間 65dB以下 第2種区域 昼間 70dB以下
-------------------------------------	---------------------------------------------	------------------------------------

※1 「昼間」は7時~20時を示します。
 ※2 「第1種区域」及び「第2種区域」は、振動規制法の基づく指定地域の区分を示します。

[自動車の走行]

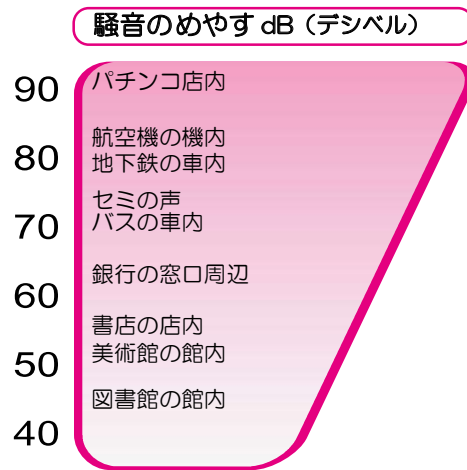
振動レベルの80%レンジの上端値 (L ₁₀)	「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)第十二条に基づく道路交通振動の限度	第2種区域 昼間 70dB以下 夜間 65dB以下
-------------------------------------	---------------------------------------------	------------------------------

※1 「昼間」は7時~20時、「夜間」は20時~7時を示します。
 ※2 「第2種区域」は、振動規制法に基づく指定地域の区分を示します。

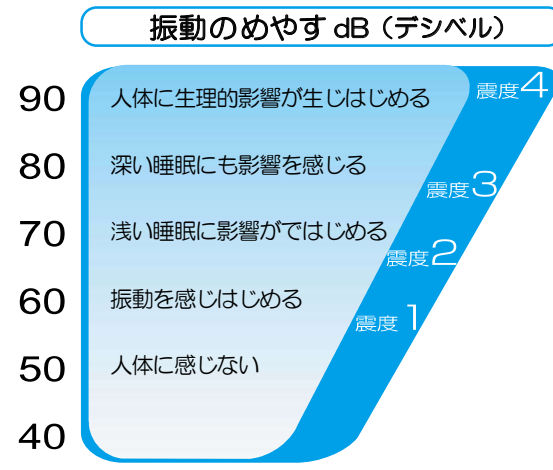
用語

- < 騒音 >
- dB (デシベル)** : 音や振動の大きさを表す単位です。
- L_{A5} : 騒音レベル (A特性) の90%レンジの上端値を示します。
90%レンジとは、多数個の騒音値を大きい順に並べた場合に、最高値と最低値の側からそれぞれ5%ずつ除外したものであり、 L_{A5} は残った値のうち上端の値を指します。
- $L_{A, Fmax5}$: L_{A5} とほぼ同様の意味ですが、建設機械などのうち間欠騒音(間欠的に発生し、1回の継続時間が数秒以上の騒音)や衝撃騒音(継続時間が極めて短い騒音)の予測・評価では $L_{A, Fmax5}$ を用いています。
- L_{Aeq} : 等価騒音レベル (A特性) を示します。 L_{Aeq} は変動する騒音レベルのエネルギー量の平均値であり、不規則で大幅に変動する騒音の評価値の一つで、人の感じ方との対応が良いとされています。
- A特性** : 人間の耳に聞こえる感覚量に補正した音(特性)であることを意味します。
- B地域** : 主として住居の用に供される地域を示します。
- C地域** : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域を示します。
- 近接空間** : 幹線交通を担う道路に近接する空間で、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲を示します。
2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 15m
2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 : 20m
- 背後地** : 近接空間以外の区域を示します。

- < 振動 >
- L_{10} : 振動レベルの80%レンジの上端値を示します。80%レンジとは、多数個の振動値を大きい順に並べた場合に、最高値と最低値の側からそれぞれ10%ずつ除外したものであり、 L_{10} は残った値のうち上端の値を指します。振動の予測・評価では L_{10} を用いています。
- 第1種区域** : 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域を示します。
- 第2種区域** : 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域を示します。



参考: 「騒音の目安について」 全国環境研協議会 騒音小委員会



参考: 「生活環境における騒音・振動を考える」 (財) 日本環境協会

4. 低周波音

自動車の走行に伴う低周波音は、参考となる値以下になると予測されます。 [単位: dB]

番号	予測地点	1~80Hzの50%時間率音圧レベル (L_{50})	1~20HzのG特性5%時間率音圧レベル (L_{G5})	参考となる値
1	一宮市浅野長池	81	88	L_{50} : 90 L_{G5} : 100
2	一宮市赤見3丁目	80	87	
3	一宮市東島町2丁目	78	85	
4	一宮市佐千原梅坪	77	85	
5	一宮市大毛八幡	74	82	

※ 予測地点は、住居等の保全対象や道路構造、交通条件により選定した断面における住居等の位置の地上1.2mとしました。

【参考となる値】(低周波音)

一般環境中に存在する低周波音圧レベル 1~80Hzの50%時間率音圧レベル (L_{50})	90dB以下
ISO 7196に規定されたG特性低周波音圧レベル 1~20HzのG特性5%時間率音圧レベル (L_{G5})	100dB以下

用語

< 低周波音 >

- 低周波音** : 人の耳には感知し難い低い周波数(一般に100Hz以下)の空気の振動をいいます。
- L_{50} : 50%時間率音圧レベルを示します。音圧レベルの値を大きい順に並べた場合、ちょうど中央に位置する値を示します。
- L_{G5} : 5%時間率音圧レベル(G特性)を示します。G特性とは、一般的に人の耳には聞こえないとされる超低周波音(20Hz以下の低周波音)の人体感覚を評価する指標です。

5. 水質

対象道路は、概ね既存道路の敷地内で計画されており、地形の改変による裸地等の発生が極力抑えられているため、水の濁りの影響は極めて小さいと予測されます。

6. 日照阻害

対象道路周辺の住居が存在する位置において、参考となる値を超過する新たな日影は生じないと予測されます。

番号	予測地点	予測高さ	高架構造物設置後の日影時間	参考となる値
1	一宮市浅野長池	西側	2 時間未満	2 階で 5 時間
		東側	1 時間未満	
2	一宮市朝日 2 丁目・ 一宮市赤見 3 丁目	西側	1 時間未満	
		東側	4 時間未満	
3	一宮市高畑町 2 丁目・ 一宮市東島町 2 丁目	西側	1 時間未満	
		東側	5 時間未満	
4	一宮市佐千原梅坪	西側	1 時間未満	
		東側	4 時間未満	
5	一宮市大毛八幡	南西側	1 時間未満	

※1 予測は、道路の設置が完了する時期の冬至日を対象としています。
 ※2 予測地点は、沿道状況、周辺地盤との高低差等により選定しました。

【参考となる値】(日照阻害)

「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」 (昭和 51 年建設省計用発第 4 号)	2 階 5 時間
--------------------------------------------------------------	----------

7. 動物

対象道路は、概ね既存道路の敷地内で計画されており、現地調査で確認された重要な種の主な生息環境の改変や質的变化はほとんど生じないため、重要な哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、底生動物及び陸産貝類の生息環境への影響はない又は極めて小さいと予測されます。

項目	確認種数	重要な種
哺乳類	4目 7科 9種	ホンシュウカヤネズミ (1種)
鳥類	14目 30科 62種	チュウサギ、クイナ、バン、ジュウイチ、ケリ、イカルチドリ、ハイタカ、オオタカ、ハヤブサ、オオムシクイ (10種)
爬虫類	2目 6科 9種	ニホンイシガメ、ニホンスッポン (2種)
両生類	1目 3科 5種	トノサマガエル、ナゴヤダルマガエル (2種)
魚類	7目 9科 28種	タビラ類の一種、カワヒガイ、ゼゼラ、イトモロコ、ドジョウ、ミナミメダカ (6種)
昆虫類	13目180科844種	ノシメトンボ、アシナガモモトスカシバ、ギンモンアカヨトウ、コガムシ、キオビクビボソハムシ、ヤマトアシナガバチ、アオスジクモバチ、キアシハナダカバチモドキ (8種)
底生動物	7綱 13目 24科 41種	マルタニシ、ヒラマキミズマイマイ、ドブガイ属の一種 (3種)
陸産貝類	1目 12科 25種	ナガオカモノアラガイ、ヒメカサキビ、オオウエキビ (3種)

8. 植物

対象道路は、概ね既存道路の敷地内で計画されており、現地調査で確認された重要な種の生育環境の改変や質的变化はほとんど生じないため、重要な植物の生育環境への影響はない又は極めて小さいと予測されます。

項目	確認種数・群落数	重要な種
植物相	133科 681種	ナガエミクリ、ミスタカモジグサ、カワチシャ (3種)
植物群落	19群落	—

9. 生態系

対象道路は、概ね既存道路の敷地内で計画されており、現地調査で確認された注目種の主な生息・生育基盤の改変や生息・生育環境の質的变化はほとんど生じず、注目種の生息・生育環境への影響は極めて小さいため、地域を特徴づける生態系への影響は極めて小さいと予測されます。

10. 景観

対象道路によって改変を受ける主要な眺望点及び景観資源はありません。また、対象道路は周辺建物により遮蔽され目立ちにくくなっているため、主要な眺望景観の変化は極めて小さいと予測されます。

主要な眺望景観

ツインアーチ 138 からの眺望
 <現況>



<完成後>



一宮市役所からの眺望
 <現況>



<完成後>



※ 景観資源は、7ページ「景観・人と自然との触れ合いの活動の場・地域の歴史的文化的特徴を生かした環境の状況」をご覧ください。

用語

< 景観 >

- 主要な眺望点 : 不特定かつ多数のものが利用している景観資源を眺望する場所を示します。
- 景観資源 : 景観として認識される自然的構成要素として位置づけられるものを示します。
- 主要な眺望景観 : 主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観を示します。

1.1. 人と自然との触れ合いの活動の場

対象道路の整備に伴い、一部の既設横断ボックスを廃止する計画としていますが、大江川沿いのウォーキングコース（市北東部：大江川河畔（浅井山公園～中保健センター））については、関係機関と協議の上、利用者に対する付近の横断歩道への誘導等を適切に行うこととしており、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は極めて小さいと予測されます。



ウォーキングコース



浅野公園（一宮つつじ祭り）

1.2. 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況

工事用車両の運行及び道路の存在による地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況への影響はないと予測されます。



常保寺のイチョウ



伊富利部古墳

1.3. 廃棄物等

建設発生土は211.5千m³、コンクリート塊は3.3千m³、アスファルト・コンクリート塊は20.2千m³が発生し、建設汚泥及び建設発生木材については、ほとんど発生しないと予測されます。

なお、建設発生土、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊については、発生量の全量を区域外へ搬出します。

また、環境保全措置を実施することで、廃棄物等に関する影響の回避又は低減を図ります。

【環境保全措置】 工事間流用の促進
再資源化施設への搬入等による他事業等での利用

1.4. 温室効果ガス等

温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量は、工事期間において約7,730 tCO₂発生すると予測されますが、環境保全措置を実施することで、温室効果ガス等に関する影響の回避又は低減を図ります。

【環境保全措置】 作業員に対する建設機械の省エネ運転の指導
作業員に対する工事用車両のエコドライブの指導

本環境影響評価は、以下に示す環境要素について調査、予測、環境保全措置の検討及び評価を行いました。

- 大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）
- 大気質（粉じん等）
- 騒音
- 振動
- 低周波音
- 水質
- 日照阻害
- 動物
- 植物
- 生態系
- 景観
- 人と自然との触れ合いの活動の場
- 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況
- 廃棄物等
- 温室効果ガス等



予測・評価結果

基準又は目標、参考となる値を満足及び影響がない又は小さいと予測・評価した項目

- 大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）
- 大気質（粉じん等）
- 騒音（工事用車両の運行）
- 振動
- 低周波音
- 水質
- 日照阻害
- 動物
- 植物
- 生態系
- 景観
- 人と自然との触れ合いの活動の場
- 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況

環境保全措置を実施することで、回避又は低減されていると評価した項目

- 騒音（建設機械の稼働、自動車の走行）
- 廃棄物等
- 温室効果ガス等



調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、対象道路事業の実施に係る環境影響評価項目に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされていると総合的に評価します。

なお、今後の工事計画等の詳細な検討にあたっては、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行うものとします。さらに、工事中及び供用後において現段階で予測し得なかった環境保全上の問題が生じた場合には、関係法令に基づき、環境に及ぼす影響について調査し、必要に応じて適切な措置を実施することとします。